

【大島分類】

1971年に重症心身障害児の区分法として、東京都立府中療育センターの大島一良が発表したものである。その後、関係者に広く用いられ、次第に「大島分類」として定着し、今日に至っている。

大島分類では、分類1-4に該当するものを重症心身障害児と定義し、分類5-9に該当するものを「周辺児」と呼んでいる。この分類は福祉サービスを受け取る対象となるための福祉行政診断としても使われてきた。

ところが障害者自立支援法（いずれ障害者総合福祉法（仮称）にかわる）では、知的障害、身体障害、精神障害の枠が外され、すべての障害者は一つの障害程度区分1-6に区分されるようになる。その判定方法（www.wam.jp/shienhou_guide/category2/index2.html）は、最初に1次判定として、市町村の調査員が全国共通の106項目からなる心身の状況に関するアセスメント調査を行う。調査の中身は、社会生活に関する事から、コミュニケーション能力、身の回りの世話、身体状況、特別な医療の必要性などである。確認したアセスメント調査結果をコンピュータに入力して1次判定の結果を得る。次に2次判定（審査会）として、コンピュータで出された1次判定を医師の意見書等をもとに審査し、最終的な障害程度区分を認定する。

重症心身障害児（者）も施設入所の基準は障害程度区分5-6となる。しかし、長年親しんできた「大島分類」は、重症心身障害児（者）を単純でわかりやすく区分するものとして、これからも使われていくと思われる。

図 大島分類

21	22	23	24	25	70-80
20	13	14	15	16	50-70
19	12	7	8	9	35-50
18	11	6	3	4	20-35
17	10	5	2	1	-20
走れる	歩ける	歩けない	座れる	寝たきり	

知能指數

運動能力

（大島一良、重症心身障害の基本的問題、公衆衛生 1971；35：645-55。より改変）

（国立病院機構東長野病院 小林 信也）本誌372pに掲載